

## 第12回広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

### (1) 開催日時

平成29年6月16日(金) 13:30~15:30

### (2) 出席者の氏名

委員：高木委員 西村委員 中坪委員 福本委員 山本委員 山田委員 崎田委員

参考人：株式会社グリーンパワーインベストメント，一般財団法人日本気象協会

### (3) 会議に付した議案の件名

(仮称)大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る審査

### (4) 議事の概要

- 環境部長の挨拶の後，中坪部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中，出席委員7名で，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。
- 参考人から事業概要説明の後，知事意見に盛込むべき事項案について審査が行われた。

#### ■全体的事項について

(委員) 搬入路について，八幡湿原付近を通るルートとなっていたので，八幡湿原への影響が非常に懸念される場所であるが，北広島町意見で配慮書に記載された機材搬入路は使用しないとされていると記載されているが，このルートは使用しない可能性もあるのか。

(参考人) 搬入路については，現段階では配慮書に記載されたルートを想定しているが，最終的には今後の手続きの中で明らかにしていけるのではと思っている。既存道路以外の部分については検討中である。

(委員) 十分に検討をしていただきたい。

(委員) 累積的影響については，浜田市側の方が大きいと考えられる。事業に対する浜田市の反応はどうか。

(参考人) 浜田市から特段の指摘はないが，累積的影響については検討を進めていきたい。

(委員) 「騒音に係る環境基準について地域類型の当てはめが行われているが，事業実施想定区域はいずれも該当していない。」と記載してあるが，こういう書き方だと風力発電施設から発生する騒音に関する指針値さえも無いと読み取られかねないと思う。

(参考人) ここはあくまで環境基準だけについて述べたものであり，指針値が本案件と関係ないということではない。

( 委 員 ) 北広島町の苦情について、騒音苦情、振動苦情に比べて水質苦情が多いが、苦情内容は把握しているか。

( 参 考 人 ) 詳細については把握していない。

( 委 員 ) 配慮書の誤った記載は今後の方法書等ではどのような扱いとなるのか。

( 参 考 人 ) 明らかな誤りは方法書にて修正する。その他にもご意見等を踏まえて方法書にて追記・修正する箇所も出てくると思われる。

( 委 員 ) 審査表の審査結果の書き方について、最初の行に結論を記載した方が理解しやすい。

( 事 務 局 ) 次回以降の審査表作成時に配慮する。

■ 騒音及び超低周波音について

( 委 員 ) 風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定し、適切な予測式を選定したうえで調査、予測、評価を行っていただきたい。

■ 地形及び地質について

( 委 員 ) 意見なし

■ 地形及び地質について

( 委 員 ) 意見なし

■ 風車の影について

( 委 員 ) 意見なし

■ 動物について

( 委 員 ) 知事意見に盛り込むべき事項案に「風力発電設備の設置や搬入路の拡幅等に伴う土地の改変」としているが、搬入ルートがまだ確定していないということもあり、「拡幅」だけでなく、「新設」も考えられる。意見に盛り込むべきであると考えている。

( 事 務 局 ) 「新設」の文言を追加する。

( 委 員 ) 確認であるが、配慮書では工事の実施に係る環境影響評価は配慮書の中では扱わないとしていたが、知事意見では、工事の実施に係る意見を盛り込むということによってよいのか。

( 事 務 局 ) 県としては、工事に伴う影響も考慮していく必要があると考えている。配慮書では工事の実施に係る環境影響評価については、方法書以降で明らかにすると記載しているため、方法書作成に向けた意見として工事の実施に係る内容も入れたいと考えている。

■ 植物及び生態系について

(事務局) 動物のところで意見いただいた「新設」の文言追加について、植物及び生態系でも同様に追加をする。

(委員) 知事意見に盛り込むべき事項において、「外来種の侵入防止の対策についても検討すること」とあるが、工事の実施の際の緑化に係る外来種侵入も含まれているということでしょうか。

(事務局) 工事の実施全体に関する外来種侵入であるので、緑化に係るものも含まれている。

(委員) 生態系の分断についてツキノワグマ等の生息域や営巣等を調べると大変であるが、ある程度のデータベースはあるのか。

(委員) 広島県ではツキノワグマの生息、分布を調査し、把握している。

(委員) 風力発電機は山稜線沿いに建設されるのであろうから、生態系分断に係る配慮は必要である。

■ 景観について

(委員) 風力発電設備の設置だけでなく、搬入路の新設、拡幅により景観に影響が及ぶ恐れがあるため、追記すべきではないか。

(事務局) 「風力発電設備の設置によりそれらの影響を及ぼすおそれがある」としているが、「風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等」に修正する。

(委員) 風力発電の景観は、主観的な要素が大きいため、捉え方は人によって様々であり評価は難しい。しかしながら北広島町意見で挙げられている八幡地区の景観資源は住民にとっては非常に重要なものであるので事業者には是非汲み取っていただきたい。知事意見に盛り込むべき事項案にも記載してあるが、住民から主要な眺望点について追加する地点が挙げられれば、積極的に採用してほしい。

また、八幡湿原、大佐山、二川キャンプ場は見えの大きさが5度以上となっているため、景観への影響は免れないと思う。特に留意するべきであると思う。

(事務局) 「大佐山、八幡湿原、二川キャンプ場からの風力発電機の見えの大きさは、非常に大きくなることが予想されるため、特に留意すること。」という文言を追加する。

(委員) 北広島町意見のなかで、「北広島町文化財保護審議会に意見を求める必要がある。」とかなり具体的な名称が記載されているが、これは地元自治体等に含まれているという認識でしょうか。

(事務局) 北広島町文化財保護審議会は北広島町の審議会であるため、まずは、北広島町役場に相談・協議する必要があると考えている。そのため、「地元自治体等の意見を聴くこと。」としている。

■ 人と自然との触れ合いの活動の場について

( 委 員 ) 工事の実施に関して工事関係車両の通行により、事業実施想定区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため、この旨知事意見に盛り込むべき事項案に追加すべきである。

( 事 務 局 ) 「工事用資材等の搬出入に伴う工事関係車両の通行により、事業実施想定区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため、適切な調査、予測及び評価を行うこと。」という旨の内容を追加する。

■ 全体審議について

( 委 員 ) この審査会には直接関係はないが、こういった手続き、審査会は島根県側でも行われているのか。

( 事 務 局 ) 事業者は、広島県知事及び島根県知事に意見を求めているため、同じ手続きが行われている。当県が北広島町と安芸太田町に意見聴取したように、島根県でも知事意見形成のため、浜田市に意見照会していると聞いている。

■ 答申の作成について

( 部 会 長 ) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

( 委 員 ) (異議なし)

この議事録は、平成 29 年 6 月 16 日に開催された、第 12 回広島県環境影響評価技術審査会第 2 部会の議事と相違ないことを認めます。

平成 29 年 月 日

議事録署名委員

印